

松田町寄ふれあいドッグラン使用要領

(総則)

第1条 この要領は、松田町寄ふれあい農林体験施設の設置及び管理に関する条例（平成3年3月22日松田町条例第11号。以下「条例」という。）第4条第1項に規定するドッグラン場（以下「ドッグラン」という。）の使用について必要な事項を定めるものとする。

(使用者)

第2条 ドッグランを使用できる者（以下「使用者」という。）は、次条第1号の規定によりドッグランの使用の登録をした者及びその家族又は同条第2号の規定により申請し、許可を受けた者及びその家族とする。

(申請方法)

第3条 ドッグランの使用申請の提出方法は、次によるものとする。

(1) 事前に使用の登録を行う方法

(2) 使用する当日、次条第1項各号に掲げる書類等を提示し、寄ふれあいドッグラン使用・使用登録申請書兼誓約書（様式第1号）を提出する方法

(使用の登録等)

第4条 ドッグランの使用の登録をしようとする者は、次に掲げる書類等を町長に提示し、寄ふれあいドッグラン使用・使用登録申請書兼誓約書を町長に提出しなければならない。

(1) 狂犬病予防法（昭和25年法律第247号。以下「法」という。）第4条第2項に規定する犬の鑑札

(2) 法第5条第2項に規定する注射済票又は使用日若しくは使用登録日前1年以内に狂犬病の予防注射をした日付が確認できるもの

(3) 申請者の住居、氏名及び年齢が確認できるもの

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、速やかに内容を審査し、登録の可否を決定するものとする。

3 町長は、前項の規定により登録を決定した者を寄ふれあいドッグラン使用登録受付管理簿（様式第2号）に記載するとともに、登録した者に寄ふれあいドッグラン使用登録証（様式第3号。以下「使用登録証」という。）を交付するものとする。

4 前項の使用登録証の有効期限は、原則として法第5条第1項に規定する狂犬病の予防注射をした日から1年とする。

(遵守事項)

第5条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 他の使用者等に、迷惑や危害などを及ぼした場合は、飼い主の責任で処理すること。

(2) ドッグラン内でのトラブル（事故、負傷、死亡、咬みつき、盗難等）は、当事者同士の責任で解決すること。

- (3) 狂犬病の予防注射を1年以内に受けていない犬を入場させないこと。
 - (4) 病気の犬、発情期の犬等、他の犬若しくは使用者に恐怖感を与える犬又は犬以外の動物を連れている者は入場しないこと。また、犬を連れていない者は入場しないこと。
 - (5) 飼い犬から目を離さないこと。また、1人の飼い主がノーリードで使用できるのは2頭までとする。ただし、2頭を同時に見守れない場合は、1頭はリード（ロングリードは使用しないこと。）を付けること。
 - (6) ボール、フリスビー等は、使用しないこと。
 - (7) 他の入場者の犬に濫りに接触しないこと。接触する場合は飼い主に犬の特性など確認のうえ、節度をもって行うこと。
 - (8) 出入口の扉は、必ず閉めた事を確認した上で使用すること。
 - (9) 子ども（0歳から15歳まで（高校生を除く。））だけで入場しないこと。子どもが入場する場合は、必ず保護者が同伴すること。
 - (10) 小型犬は、鳥類に襲われる恐れがあるので注意すること。
 - (11) 犬のふんを持ち帰らず捨てる場合は、袋に入れドッグラン内のウンチボックスに捨てること。
 - (12) 犬が排尿をした場合は、備付けのペットボトルに入った水をまいて処理すること。
 - (13) ごみは、責任を持って持ち帰り、ウンチボックスには絶対に捨てないこと。
 - (14) ドッグランゾーン内での飲食、犬への餌やり、ブラッシング等はしないこと。
 - (15) ドッグラン内は禁煙とし、火気や危険物の持ち込みはしないこと。
 - (16) 犬が人又は他の犬を咬んだ時は、飼い主が速やかに「飼い犬事故届出書」を保健福祉事務所に届け出ること。この場合において、犬に咬まれた人は「犬によるこう傷届」を保健福祉事務所に届け出ることができる。
 - (17) 営利を目的とした活動はしないこと。
 - (18) 駐車場は、寄ふれあい農林体験施設駐車場を使用すること。ただし、満車の場合はこの限りではない。
 - (19) 使用登録証は、登録された犬にのみ有効であり、他人に貸与し、又は譲渡しないこと。
 - (20) 町及び町雇用職員から指示があった場合は、それに従うこと。
 - (21) 上記の遵守事項が遵守できない者は入場しないこと。
- (登録の取消し)

第6条 町長は、第4条第1項の規定により登録を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、松田町寄ふれあい農林体験施設ドッグラン場使用登録取消通知書(様式第4号)により、登録を取り消すことができる。

- (1) 使用登録時に、虚偽の申請をした場合

- (2) 同じ犬が、何度も咬傷などの事故を起こした場合
 - (3) 咬傷などの事故を起こした、その被害の状況が顕著な場合
 - (4) 前条各号に規定する事項を遵守しないとき
- 2 前項の規定により登録を取り消された者は、使用登録証を速やかに町長に返還しなければならない。
- (その他)
- 第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この告示は、平成28年8月8日から施行する。

様式第1号（第3条、第4条関係）

寄ふれあいドッグラン使用・使用登録申請書兼誓約書

年 月 日

松田町長 様

申請者（飼い主）

住 所 _____

（ふりがな）

氏 名 _____

電話番号 _____

E-mail（※） _____

私は、裏面の確認項目のとおり、寄ふれあいドッグラン使用に関する遵守事項を理解、了承の上、申請を行います。

<input type="checkbox"/> 使用		<input type="checkbox"/> 使用登録	
愛犬の名前		愛犬の名前	
犬種		犬種	
性別	（ オス ・ メス ）	性別	（ オス ・ メス ）
毛の色		毛の色	
鑑札番号 （登録No.）	_____市・区・町・村 第_____号	鑑札番号 （登録No.）	_____市・区・町・村 第_____号
狂犬病予防 注射	注射済票 No. _____ _____市・区・町・村 第_____号 注射日 _____年 月 日	狂犬病予防 注射	注射済票 No. _____ _____市・区・町・村 第_____号 注射日 _____年 月 日

※ E-mail による寄ふれあいドッグランに関する情報の発信について、受け取り希望の方のみご記入ください。

寄ふれあいドッグラン使用者遵守事項

下記の各項目について、理解、了承の上で□にチェックをご記入ください。

- 狂犬病の予防接種済みの鑑札を係員に提示して入場することを了承します。
- 他の人や犬に攻撃性のある犬をドッグランへ入れません。
- 発情中（出血中と出血終了後2週間以内）は、利用できないことを了承します。
- ゾーン内は、人・愛犬共に水以外の飲食が出来ないことを了承します。
- 脱走防止のため、二重扉や扉は必ず最後まで閉めます。
- ゾーン分けのルールを守り、愛犬の体の大きさとは異なる基準のエリアへ愛犬を入れません。
- 他の犬を大切にし、お互い譲り合って利用します。
- 愛犬から目を離しません。小さなお子様から目を離しません。
- ドッグランのルール・マナー向上に協力します。
- その他の事項については、係員の指示に従います。

署名 _____

様式第3号（第4条関係）

（表）

寄ふれあいドッグラン使用登録証	
使用登録 No. :	
(ふりがな)	
飼い主の氏名 :	
愛犬の名前 :	
犬	種 :
有効期限 :	年 月 日

（裏）

注意事項	
・ドッグランへは、本証を管理員に提示して入場してください。使用中は常に携帯してください。	
・使用に当たっては遵守事項を守り、町及び管理員の指示があった場合はそれに従ってください。	
・本証は、登録した犬にのみ有効であり、他人に貸与、譲渡することはできません。	
・周辺の商業施設等へ駐車することはできません。	

様式第4号（第6条関係）

寄ふれあいドッグラン使用登録取消通知書

第 号
年 月 日

様

松田町長 印

年 月 日付けで決定しました寄ふれあいドッグランの使用の登録については、次の事由により取り消しましたので通知します。

使用登録番号	
愛犬の名前	
犬種	
鑑札番号（登録No.）	
取消理由	
備考	

この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に松田町長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定があった日の翌

日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

この処分の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、松田町を被告として(訴訟において松田町を代表する者は松田町長となります。)、提起することができます。また、前記の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。ただし、この決定(審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決)があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定(審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。